

Ⅱ 効果の検証

第1節 被害者支援体制の構築・強化

ワンストップ支援センターの開設に取り組むに当たっては、まず庁内の主管課を明確にすることが重要である。その上で庁内関係各課、地域の警察署や医療機関、弁護士会等の関係機関、犯罪被害者支援団体や民間支援団体等との連絡・調整を行い、設置に向けた連携会議を重ねていく。会議においては、それぞれの機関の役割や支援の手順、連携方法等を確認していく過程が大切である。また、専門性とネットワークを併せ持つ民間支援団体とは、一層の連携が求められる。

【関係機関連携会議】

<ワンストップ支援センター設置前>

秋田県は、医師不足、性犯罪被害者に対応できる女性産婦人科医が限定されてしまう等の課題を挙げている。ワンストップ支援センター設置に向けて、初期の段階から医療機関との連携体制を図るための検討会を実施したことは意義がある。平成28年中のワンストップ支援センター開設に向けて、医療機関以外の関係機関とも連携を深めるよう努め、今後も計画的に継続して取組を進めていくことに期待したい。

長野県は、滋賀県、福岡県及び佐賀県を視察し、相談体制や人材確保等について検討しながら、平成27年度内に実施できなかった研修等の実施も含め、平成28年度の開設に向けて取組を進めていくことが期待される。

金沢市は、県内にワンストップ支援センターがないことから、市の配偶者暴力相談支援センターの機能を有する金沢市女性相談支援室が性犯罪被害者等の相談窓口の設置に向けて、関係機関・団体と検討会を重ねた。結果、ワンストップ支援センターの開設を目指さないものの、女性相談支援室に相談窓口を設け、女性相談支援室を中心とする連携型支援体制を構築していく形での対応となった。今後も引き続き、関係機関と連携しながら支援の充実に向けて取組を進めていくことが望まれる。

名古屋市は、ワンストップ支援センター準備委員会連絡会議がさまざまな関係機関によって構成されている。行政は「男女共同参画主管部署」「犯罪被害者支援主管部署」「福祉主管部署」で構成され、拠点となる病院や民間支援団体の協力があり、強い連携が見込まれる。（名古屋市の構成団体：P190 参照）

香川県は、官民による設立協議会を6回開催した。ワンストップ支援センターの形態については、相談センターを中心とした連携型を目指すことで合意、決定した。今後の課題として、相談センターの運営機関、協力医療機関、連携する民間団体を選定すること、支援員やコーディネーターの養成、予算の確保が挙げられている。

<ワンストップ支援センター設置後>

京都府は、ワンストップ支援センター開設前から、性暴力被害者支援に関わる行政・民間の機関（※医師会、婦人科医会、弁護士会、臨床心理士会、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター、株式会社ウィメンズカウンセリング京都、京都府府民生活部、京都府健康福祉部、京都府警察本部、

京都市文化市民局)がそれぞれ独自の活動を行っていた。連携会議実施後、回を重ねるごとに顔の見える関係が構築され、困難な事例の対応や緊急対応について支援体制の強化を図ることができた。ワンストップ支援センター設置後は、若者が多いという京都の地域性をふまえ、大学生を対象とした広報啓発と心療内科とのネットワーク構築にも重点を置く方向となっている。実施状況報告には、連絡会議の各委員・機関からの意見等が挙げられており、活発で充実した会議の様子が伺えた。

大阪府の性暴力救援センター・大阪(SACHICO)は病院拠点型である。府内6医療圏9病院からSACHICOを核としたネットワークへの参画を得て、連携・協力体制を確立するための連携会議を開催した。会議の中で証拠物の採取に関する技術、ノウハウなどについて協力病院でも情報共有できるように、証拠物の保管等、SACHICOへの運搬を盛り込んだ手順等の作成を行っており、26年度の証拠物採取マニュアル作成に続く先駆的な取組として高く評価できる。

【関係者のための研修会】

関係者向け研修会の基本的なテーマとしては、「性暴力とは」「被害の現状」「強姦神話」「支援の姿勢・留意点」「二次的被害の理解と防止」等が挙げられる。また、医療機関・警察署・弁護士会等の関係機関の支援者に対しても、対応の手順やそれぞれの分野の「専門知識」を段階的に研修するとともに、被害者のこころとからだに与える影響やPTSD等への理解を進める内容も企画・実施していくことが必要である。

岐阜県では、関係医療機関の医師・看護師等を対象に、対応マニュアルを使用して二次的被害予防の研修を実施した。このような実践的な研修だけでなく、初めて対応する医療従事者もいると考えられることから、上記に挙げたような基本的な研修を実施したうえで、対応の手順等の研修を実施することが望ましい。

名古屋市は、拠点となる名古屋第二赤十字病院の職員をはじめとする医療関係者を対象に平日夜間に内容の異なる2回の研修を行った。参加者数が多く、また2回連続の参加者も多かった。

三重県は、性暴力に遭うのは若年層が多いことから、教職員や医療関係者に向けて、被害の実態や支援について理解を深めるフォーラムを開催した。アンケート結果からは、有意義だったとの声が多く、評価できる。参加できなかったとの声に応える方策として、開催曜日を毎年度異なる日に設定する等の検討も望まれる。

兵庫県は、二次的被害防止ための研修を県警や医療機関等において、出前講座スタイルで実施した。県内5か所の警察署では朝礼に合わせて実施し、性犯罪を担当する職員だけでなく、署長以下全職員が受講して、被害者対応における具体的な注意点を学んだ。

【支援員養成講座】

支援員養成講座については、新規の支援員養成を目的とするものなのか、さまざまな機関の相談業務従事者が性犯罪被害者等の支援に関する知識や対応スキルを獲得するものなのか、また地域で活動し支援の専門性やノウハウが蓄積されている民間支援団体と連携するのか等によって、研修講座の企画・構成が異なってくる。病院拠点型、相談センター拠点型等によっても異なるところがある。

講座のカリキュラムは、「性犯罪・性暴力とは何か」という基本的なものから、各地域における関係機関との支援連携、支援員としての役割が果たせるような力量とスキルの獲得ができる段階的な内容編成とし、講義とワークショップを効果的に交えたものが望ましい。研修テーマの基本的な部分は共有しつつも、それぞれ類型化し、各地域の実情に即した内容で企画・実施するとともに、長期的かつ計画的に、そして継続的に取り組んでいくことが求められる。

養成講座の実施に当たっては、講座修了後には相談業務に従事することを前提に募集を行い、支援員としての活動の登録制度等の仕組みを作っておく必要がある。受講後に相談業務に就かない・辞退するケースも少なからず見られることから、事業成果を上げるためには、当初から意思や都合を確認しておくことが望ましい。

また、支援員が相談業務に従事した後には、負担を軽減するためのスキルアップ研修や事例検討、心のケア等を実施することも必須である。

金沢市は性暴力被害者に関わる可能性のある支援員に対する集中研修（連続する3日間）を実施した。

名古屋市は、ワンストップ支援センター開設に向けて30名の支援員確保を目標に募集し、応募は74名、うち47名が活動を希望し、全カリキュラム受講は20名、うち17名が修了後に活動を希望した。活動を希望していたにもかかわらず辞退した理由は、「相談対応する自信がない」「活動場所が遠い」「時間調整が難しい」「自らの仕事との兼ね合い」等であったことから、辞退者を生じないようにするために、募集段階で活動場所や活動時間等の条件を予め示す等の工夫が求められる。

滋賀県は、業務が集中する相談員3名の負担軽減と継続可能な相談体制を確立することを目標に、支援員の増員を目指して相談員等養成講座を3回開催した。合計34名の参加者があり、成果として性暴力被害者からの相談電話に対応できる相談員を増強することができた。また、その中から更に高度な知識を持つ相談員の人材育成につなげることもできた。支援員養成の課題について「専門性の高い性暴力被害に対応可能な相談員は、1年で育成できるものでなく、他の相談員よりも高度な知識と経験が必要になるため、最低でも3年の育成期間が必要」であることを挙げている。

京都府は、相談対応時間を延長するための支援員増員を図るため、全12回の支援員養成講座（うち10回を当事業で実施）を開催し、新たに30名程度の増員見込みとなった。充実した研修プログラムと、支援員の大幅な増員が評価できる。

福岡県は、24時間相談体制の整備に向けた新任相談員向け、直接支援者向けの複線型の養成講座を行い、27年12月から受講者は24時間の相談対応に従事しており、24時間体制を構築したことが評価できる。

【その他】

北海道は、性暴力被害者支援に関わる関係機関の支援者を対象に、「性暴力被害者支援連携研修会」を開催した。研修会の効果を二次的に利用するため、研修内容等をまとめた冊子及びDVD教材を各3,600部作成し、関係機関に配付して活用を促した。DVD制作に当たっては、内容がより効果的に伝わる工夫が求められ、研修の記録程度で終わらないように、その内容を十分精査することが重要と

なる。

香川県は、今後ワンストップ支援センターを開設するに当たって、既設 5 府県の視察を行った。ただし、視察した人員が他県の取組に比べ多めであったことから、関係者間の効率的な情報の伝達・共有等について再検討が求められる。

第 2 節 相談機能の拡充・強化

性犯罪被害者等の回復には長期間を要するため、被害者の状況に即した切れ目ない支援が行われることが望ましい。そのためには、地域における社会資源との連携・協力関係を強化し、包括的な支援体制の整備・拡充を図ることが重要である。

また、被害者が、いつ・どの地域においても、安心して支援を受けることができるよう、相談体制の整備や同行支援の拡充を図るとともに、被害者支援対応マニュアル等を作成し関係機関で共有されることが望ましい。

さらに、支援員に対するスーパービジョンや二次受傷防止のための対策等を講ずることにより、相談の質の向上が図られることが望ましい。

【相談体制の拡充】

岐阜県は、夜間帯における相談員の確保と相談員の負担を考慮した結果、夜間・休日の相談受付を業者に委託して 24 時間いつでも相談受付ができる体制を整えた。なお、委託業者については、過去に同種電話相談事業について受託実績のある事業者を選定したとしている。一次受付は看護師が行い、急性期の産婦人科診療の要否を判断することで、緊急の事案にも対応できるシステムを整備している。このように、業務委託に当たっては、単なる電話受理対応に終わらせることなく、十分な配慮と連携が重要である。

名古屋市は、SANE（性暴力被害者支援看護師）21 名とアドボケーター（支援者）20 名がシフトを組んで、開設 8 日目から 24 時間対応を行った。

三重県は相談員 1 名だったところ、心理カウンセラー等の認定資格を有する相談員 2 名を新たに雇用し、支援活動を適切に行う体制を充実させた。

滋賀県は、24 時間ホットラインを拠点病院において看護師が対応していたところ、当該負担に応えるため、ホットラインに常時対応する SANE（性暴力被害者支援看護師）に報酬を支給することにより、平日夜間帯と休日の相談体制の維持を図った。

京都府は、平成 27 年 8 月に相談機関を中心とした連携型のワンストップ支援センターを開設した。登録支援員 47 名、協力医療機関 60 か所の体制で、当初は 24 時間の相談対応を予定していたが、そのための体制構築が困難だったことから、まずは 10 時から 20 時まで、365 日年中無休でスタートした。28 年度中に 24 時間体制の構築を目指している。

和歌山県は、平成 27 年度から広域ネットワークでの支援を開始したことにより、相談件数の増加が予想されたことから、夜間及び休日に対応する相談体制の拡充・強化を行った。休日は、電話相談員 11 名が 3 交替制で 9 時から 22 時まで電話相談を受けるとともに、緊急医療対応の相談に限らない

性暴力被害者からの相談も受付けた。電話相談から来所相談につながったケースもあり、継続的な支援ができたことにモデル事業としての効果が認められた。

【支援のコーディネート】

東京都は、コーディネーターが1名から3名体制となったが、相談・同行支援件数の増加に加え、会議出席、相談員の管理的業務等も担うことから、依然負担が大きい現状である。東京都からの補助金は支援員分のみが対象とされ、コーディネート業務は対象外とされていることから、今後の財源の在り方が課題である。

大阪府は、性暴力被害者が支援機関にアクセスしやすい環境づくりを進めるため、電話相談件数・初診人数を前年度より2割増やすことを目標に、コーディネーターを1名増員した。成果としては来所者数・初診人数ともに3割以上増加した。しかしながら、来所者対応が増加したために、電話相談対応に支障が出ている状況も見られることから、今後は、相談状況に応じた支援員・コーディネーターの体制強化が求められる。

【同行支援】

岐阜県は、電話・面接・メールにより受け付けた60件の相談のうち、11件を同行支援により他機関へつないだ。

滋賀県は、平成26年度のモデル事業において、急性期被害者に対するタクシーによる同行支援を実証調査したが、平成27年度は、急性期以外の被害者についても公共交通機関を利用した同行支援を実施し、精神的負担の軽減を図っている。

兵庫県は、電話相談（ホットライン）において、被害者が医療機関や法律相談を希望した際の同行支援を行った。支援員は現在12名のボランティアがシフトを組んでいるが、2人体制で同行支援を行った場合、ホットラインが留守番電話による対応となってしまうことを課題としてあげており、支援員の確保が望まれる。

【専門相談】

被害者の中長期的支援においては、裁判や仕事・学業、また金銭や住宅、生活に関する相談など、専門家や関係機関によるさまざまな支援が必要とされる。被害者に対し、これらの相談に関する細やかな情報提供をすることが求められる。

滋賀県は、「裁判準備」「警察への告訴準備」のための弁護士への相談、臨床心理士への相談、「医療機関受診」「法律相談準備」「被害届の提出」「他機関との連携」のための社会福祉士への相談、「生活支援」のための産業カウンセラーへの相談を実施した。これらのニーズは他の地域においてもあると思われるため、関係機関が連携し、より広報に努め、情報を提供するとともに、専門家の確保に努めなければならない。

【支援員養成とスキルアップ】

福井県は、1名のみであった専門看護師の負担を減らすため、新たに1名が「性暴力被害者支援看護職（SANE）養成プログラム名古屋」に参加した。スケジュール等が厳しい中、調整しながらの全回参加で評価できる。

【支援員の心のケア】

性犯罪被害者等を支援する支援員の二次受傷防止、精神的負担を軽減するため、「支援員の心のケア」研修は欠かせない。燃え尽き防止、支援員同士の情報交換や抱え込まない・溜め込まない環境づくり、セルフケア等の講座を継続的に、段階別を実施することが求められる。特に、経験の浅い支援員には配慮が必要で、計画的に実施することが望ましい。また簡素化することなく、時間をかけて丁寧に実施することも重要である。

宮城県、福井県、三重県、和歌山県及び鳥取県は、アドバイザーによるケース検討会議やスーパーバイザーによる相談対応の助言等、燃え尽きの予防についての研修会を実施した。相談対応への不安や悩みを相談員同士で共有することは、精神的負担の軽減にもつながった。

兵庫県は、支援員の心と体のセルフケアのため、鍼灸、アロマセラピー、ヨーガ療法、音楽療法を実施した。癒しと体調コントロール、支援員相互の交流にも効果があった。定期的に継続実施することが望まれるが、経費面での課題が残る。

【スーパービジョン】

スーパービジョンは、支援員が被害者に適切な対応をしたか、より高度な知識やスキルを持つ第三者から助言・指導するものである。対応等の検証を通して、支援員自身の価値観や偏見、対応パターン等気づくことで、支援員が力量を上げ、対応技術をより向上させていくことを目指すもので、人材や財源の確保を行ったうえでの定期的な実施が望ましい。

【被害者対応マニュアルの作成】

ワンストップ支援センターを開設し、さまざまな関係機関が連携しながら被害者支援を行うために、「被害者支援マニュアル」が必要となる。マニュアルを作成していく過程で、どの機関が参加するか、ケースごとの支援に向けてどの機関がどのように動くのかと関係機関が調整しながら完成度を高めていくことが重要である。マニュアル作成後は、関係機関の研修会で確認・活用し、運用の中で適宜改訂を重ねていくことが望ましい。

既に支援機関の中にノウハウが蓄積されている場合は、対応等に係るマニュアルが存在しないことがあるが、連携機関とともに支援員を増やして、充実した支援体制を構築していくためには不可欠なものである。基本的な部分は、先進地のマニュアルを参考としつつ、当該地域の状況やワンストップ支援センターの仕組みに合わせ、それぞれの地域の支援内容に即したものに仕上げていくことが望ましい。

宮城県、岐阜県及び鳥取県は、被害者対応マニュアルを作成して配付した。宮城県のマニュアルは、

性犯罪被害者支援について関係機関での共有が図られ、相互理解にも役立った。岐阜県及び鳥取県では、電話相談等の対応に当たっての業務手順・手続きに関する支援員間の統一的なマニュアルを作成した。今後、定期的な見直しを続けていくことが重要である。

被害者対応マニュアルについては、全国レベルの標準的なマニュアルを作成して普及を図る考えもあるところ、地方公共団体ごとに、地域性、センターの形態、性犯罪等の現状、現有社会資源、関係機関との連携体制にも大きく違いがあることから、一律のマニュアルよりも、各地方公共団体の実態や目的に即したマニュアルの方が活用されやすいと考えられる。

【多様な被害者への対応】

兵庫県では、障害者が性暴力被害を受けているという実態があり、また視覚障害者に情報が届きにくいことから、障害者支援団体に対して5回の出前講座と点字リーフレットの作成を行った。障害者支援団体との連携体制を構築し、今後はFAXやメールでの相談対応も実施するという計画が進められている。障害者支援をうたった明確な取組は他にはなく、被害の早期発見、そして支援につなげていく兵庫県の取組は高く評価できるものである。

第3節 広報啓発の推進・強化

広報啓発については、さまざまな媒体やメディア等を活用した企画が挙げられることが多いが、実施にあたっては目的を明確にし、対象、内容、手法等を十分に検討して進める必要がある。制作過程を通して啓発効果が得られることもある。周知に時間を要するため、実施後すぐに相談件数が増加するなどの結果が出ることはほとんどないが、実施後の反響等のデータを収集し、どのような媒体、手法が有効だったかを丁寧に検証し、引き続き取り組んでいくことが重要である。

【パンフレット・カード等の作成】

相談窓口の広報については、次のとおり被害者相談窓口に関する情報のリーフレットや携行可能な名刺サイズの相談カードなどを作成し、広く配布した。

- ・ リーフレット（宮城県、岐阜県、名古屋市）
- ・ パンフレット（岐阜県）
- ・ チラシ（福岡県）
- ・ ポスター（三重県）
- ・ 広報カード（滋賀県、兵庫県、福岡県）

滋賀県は、県内の中学・高等学校の女子生徒全員にカードを配付した。宮城県では配架方法等については各学校現場に委ねた。

三重県は、教職員へのセンター周知に力を入れ、職員室・保健室へのポスター掲出を行うとともに、校内にも貼り出した。

兵庫県では、先ず教職員や障害者支援団体、教職志望の学生等を対象とした研修でカードを配付し、ワンストップ支援センターへの理解が深まるよう努めた。結果、中学・高等学校、病院、行政等の参

加者から配布希望の連絡があり、広がりが出てきている。「名刺大のカードは手に取りやすい、イラストや色合いが良い」「窓口に置きやすい」等の声が寄せられた。

性犯罪等の広報啓発物の作成に当たっては、配布対象を考慮して掲載情報を精査し、大きさやデザイン等にも工夫が必要である。

【ラジオ番組等の制作と放送】

北海道は、若年層リスナーの多い地元FMラジオ局の人気パーソナリティーによる番組で、性犯罪等被害についてのコーナーを設けた。毎回異なるテーマで、若年層に受け入れられやすいメッセージが放送された。（全18回の番組テーマ：p27～28参照）

また、ラジオ番組とタイアップしたリーフレットを16万部作成し、道内全ての高校生に配付した。放送内容は現在もYou Tubeで視聴可能である。You Tubeへのアクセス数は、12月末現在で2桁から165件（1月28日現在）に増えた。

三重県は、センターに関するスポットラジオCMを制作し、地元FMで放送した。聴取者数は推定で約30万人とされているが、放送後の反響や効果等、相談へのつながりについて、今後も引き続き検証していくことが重要である。

【映像制作と放映】

三重県は、15秒のアニメCMを制作し、県内7箇所の映画館において女性の観客数が多いと見込まれる映画の上映前に当該CMを上映した。CM上映期間中の観客動員数は2万人を超えている。11月以降ホームページのアクセス数が増えており、関心の高まりがみられた。

【演劇制作と上演】

和歌山県は、「デートDV・性暴力」をテーマとした演劇公演を実施した。制作は県内の芸術高等専修学校が、監修は性暴力救済センター・大阪（SACHICO）が担った。制作に当たっては、始めに脚本家や演者となる専修学校の学生が「デートDV、性暴力とは何か」についての講座を受講した。そして、性暴力を受けた被害者の心理や行動、加害者の行動等を脚本家が正しく理解できるように面談の場を設けて、丁寧な説明を繰り返し、脚本の修正を2回行った。監修者は、性暴力被害は、各個人の事象や自己責任の問題でなく、社会構造的問題として考えるべきものであるということを演劇を通じて伝えるよう努めた。この取組については、若年層が演劇活動を通して、性暴力の現状等について正しく理解する「プロセス」が大切だと思われる。また公演をDVD化して県内の高校に配付し、二次的利用による啓発効果を上げる構想となっており、これまでにない新たな取組である。

【雑誌への掲載】

福井県は、若い女性向けの地元情報誌（有料月刊誌）に性暴力救済センター・ふくい（ひなぎく）を紹介する記事を見開き2頁で計3回掲載した。毎回異なるテーマを設定し、性暴力についての説明から、ひなぎくの紹介、相談状況、相談方法、ひなぎくセンター長のインタビュー、支援の流れ図等、

全てが見やすい構成とわかりやすい内容で評価できる。

【ホームページ作成と自主財源の獲得】

東京都は、性暴力救援センター・東京（SARC）のホームページを改修し、セミナー開催等の情報提供に力を入れた構成と、わかりやすいデザインとするよう工夫した。課題である「安定的な自主財源の確保」を図るため、専門家から財源獲得や応援者データベース構築の提案を受けた。今後これらを実現していくためには、中長期的な人的支援が引き続き必要となる。また、ホームページを通しての財源獲得活動については、その効果を継続して検証していく必要がある。

【啓発研修会】

兵庫県は、相談機関の周知とともに、性暴力についての正しい知識を伝え、被害者の孤立化を防ぐための公開講座を実施した。しかしながら、現場の支援者のみの企画運営で行われており、広く市民の参加を得るためには、行政組織も日頃から相談機関のPR等に関与することが望ましい。

【支援員研修】

滋賀県は、「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO」についての若年層に対する周知と理解促進を図るため、教職員等指導者を対象とした研修を実施した。医療機関・相談機関・捜査機関による講演で、SATOCOの概要、性被害にあわないためのデートDVの授業展開、性犯罪の実態について理解を深めることができた。研修後のアンケート結果も参考となる。

兵庫県は、公立中学校において性犯罪被害対応に関する教職員の研修を実施した。子どもと日頃から接する教員が、性暴力被害の実態に危機意識を持ち、被害把握時の初期対応の緊急性・重要性について理解を深めた。実施した2校では、校長をはじめとする教職員全員が受講して、性犯罪被害対応についての知識を学校全体で共有した。教職員間で相談しやすい土壌を形成し、全教職員が性被害把握時の対応についてシュミレーションしておくことは危機管理の点からも有用である。大変意義ある取組なので、今後も実施校を増やしていくことが期待される。

福岡県は、県内市町村の犯罪被害者相談対応窓口職員等を対象に、二次的被害防止を目的とした研修会を実施した。アンケートの集計結果が詳しく報告されており、参考になる。また、県内の生徒指導主事・養護教諭等を対象とした研修会に、性暴力被害者支援に精通した弁護士を派遣して、教員が被害生徒に接する際、注意すべき点や適切な対応について講演した。今後も継続して、県内全域の学校に対する啓発を実施することが望まれる。

【予防啓発】

兵庫県は「不登校児性暴力被害予防啓発講座」を実施した。不登校の子どもたちが集まる地域の居場所やフリースクールにおいて、性被害から自分を守るための出前講座を行った。効果として、子どもに関わる地域の大人の啓蒙にもつながった。また、インターネットが不登校の子どもたちにアクセスする方法として強力なツールであり、性暴力被害の早期対応につなぐ媒体としても活用できる可能

性が報告されている。

第4節 まとめ（ワンストップ支援センター開設前後における課題と提案）

ワンストップ支援センター開設に向けては、部局を越えた庁内連携が欠かせない。「男女共同参画主管部局」「福祉主管部局」「犯罪被害者支援主管部局」等で調整をした上で、ワンストップ支援センターの主管課を定める。イニシアティブを取る主管課を明確にして各関係機関との連携調整を進めなければ、開設に向けた取組は進まない。支援体制の構成機関となり得る医療機関・民間支援団体や警察、弁護士、カウンセリング機関等で検討会議を立ち上げ、地域の実状を踏まえ、また、支援者となる関係者の過度な負担を前提としない方向で、ワンストップ支援センターの形態を決定し進めていく。各機関の役割や支援の手順については、検討会議及びマニュアル作成等をする過程で確認していくことが望ましい。

ワンストップ支援センター開設後は、連携会議等でマニュアル等を活用しながら、役割や支援内容を再確認し、実態に合わせて適宜改訂を重ね、支援体制を充実させていく。地域における課題も踏まえて、連携機関を拡充していくべきである。

中でも民間支援団体等の連携・協力は欠かせないものであり、民間支援団体等との連携拡大・強化を進めていくことが重要である。なお、民間支援団体に相談支援機能を委ねている場合は、安定的な予算措置などを考えることも課題の一つである。他には、関係機関と連携した広報啓発活動、教育機関と連携した周知・予防啓発活動を継続していくことも求められる。

また最も重要なことは、相談機能の充実を図るため、相談センターの支援員養成と関係機関の支援者のスキルアップを通して、常日頃から人材育成に力を入れることである。

他には、先進地域の課題克服例、地域環境が類似する先進事例にも学ぶことができる。

第5節 おわりに

平成27年度分の募集に当たり、内閣府はワンストップ支援センターに関する取組に事業対象を絞ったところであるが、本事業が2年目ということもあってか、初年度にも増して様々な内容の事業計画が提出された。ワンストップ支援センターの開設、機能強化はもちろんのこと、証拠物採取・保管に関わる実証調査、司法面接に関する検討会議といった、より専門的な内容の取組や、演劇制作、シネアドでのCMといった斬新な広報啓発も見られた。

平成27年度の実施団体が平成26年度と大きく異なる点としては、19地方公共団体中、都道府県に加えて2市（名古屋市、金沢市）が新たに加わったことである。

愛知県には県警察が運営するワンストップ支援センターが設置されているものの、当該1か所で県内全域をカバーするのは困難との考えから、名古屋市は県内2カ所目のワンストップ拠点を置くことにより、今ある課題を解決し、より多くの性犯罪被害者にアウトリーチしようとした。

金沢市は、県においてワンストップ支援センター設置の動きがみられず、市においても性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口がなかったことから、配偶者暴力相談支援センターにおいて性犯罪・性暴力被害の相談を受ける体制整備を目指した。このような形の、地方公共団体が自らの判断で相談体制を整備しようとする動きは、被害者がアクセスしやすい環境が整備され、必要な支援を受けやすくなること

から大変意義深い。

今後のこととして、

- 本事業の対象となった地方公共団体においては、本年度の事業成果を踏まえ、被害者支援の取組を更に推進・強化していくこと
- 本事業の対象とならなかった地方公共団体においては、本報告書に掲載された支援体制や取組を参考とし、性犯罪・性暴力被害者がワンストップで相談・支援を受けられる体制の整備・強化を進めていくこと

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、「行政が関与するワンストップ支援センター」の設置数を平成32年までに各都道府県に最低1か所とする成果目標が掲げられたところ、女性活躍社会や一億総活躍社会の実現を目指すためにも、一年でも早く全都道府県に設置されることが望ましいことから、地方公共団体における設置に向けた検討を加速することを望みたい。

全ての都道府県において、ワンストップ支援センター設置の必要性について理解し、特に未設置県は、上記成果目標の実現に向けて設置のための検討を始めるとともに、既設の都道府県は引き続き、拠点病院・人材・財源の確保と被害者支援の拡充に努力を続けることにより、被害者支援の地域間格差が縮小され、被害からの一日も早い回復が図られることを期待したい。